NEWSLETTER by 子どもの権利条約ネットワーク No.23 1995年12月15日号

子どもの権利条約

題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

●市民レベルでの条約実施の検証
子どもの権利条約フォーラム'95 ……1～3
●世界中の人々が権利をもつ未来に
「世界子どもサミットに参加して」 ……4
●自分が認められている居場所に
学童保育を ……5
●少年司法に関する一般的討議も
子どもの権利委員会第10会期報告……6～7
●学校をチャイルド・フレンドリーに
デビッド・セルビー氏講演会 ……8

市民レベルでの条約実施の検証

子どもの権利条約フォーラム'95

子どもの権利条約フォーラム'95は、一一月一八・一九日にオリンピック記念青少年総合センターで開かれました。今回はユニセフ駐日事務所・東京都の後援、七四の実行・賛同団体、多数の賛同人のもと、二日間で四〇〇人近くが参加しました。

どのような変化があったか

フォーラム'95では、条約批准後一年半が経過して「条約によってどのような変化があったか」をメインテーマに、①条約が日本と世界の子どもの権利実現にどのような進展をもたらしたか、②権利実現にはどのような障壁があるのか、③それを解決するにはどのような行動が必要かなどについて検討することにしました。これは、来年五月末に予定されている子どもの権利委員会への日本政府報告書も念頭に置いたものです。

参加型検証と自治体レベルの検証

フォーラム'95の一日目は、喜多明人さんによる基調報告に続いて、三つの企画で検証を行ないました。

参加型検証「市民からみた条約の実施状況」では、粟野真造さん（国際子ども権利センター）のコーディネイトのもとで、参加者一人ひとりがその経験と視点をもとに先の三点を検証しました。最初は各人が紙に書き出し、その後グループで討論し、全体で意見交換をしました。そこでは、ほとんどの人が条約の実施状況には否定的で、とくに子どもに対するおとなの意識の問題、学校における子どもの権利侵害、子どもをとりまく環境の問題などがとりあげられました。

参加型検証でみんな真剣！（フォーラム'95　1日目全体会にて）

自治体レベルでの検証で討論
（フォーラム'95　1日目のシンポジウムから）

シンポジウム「地域・自治体で条約をどのように実施していくか」では、自治体の役割とNGO・市民活動の重要性が再確認されました。子どもの人権専門委員である平清太郎さんは、SOSミニレターをはじめとする相談活動や人権啓発の取り組みを述べた上で、とくに学校に関係する専門職員の連携と第三者機関の設置の必要性を強調しました。中野区女性青少年課の田辺裕子さんは、子どもの権利意識調査など子ども白書づくり、「ハイティーンフォーラム」や子どもセンターを中核とした子どもの意見表明・参加のとりくみなどを報告しました。川崎市教育委員会の小宮山健治さんは、条約の研修と広報を併行して行ない、「子どもの権利条約ってなに?」というパンフを三種類作成したことや子ども議会の開催について話され、縦割り行政を克服するための調整部局の設置やマイノリティーの文化権保障の課題を提起しました。葦の会の北村真佐子さんは、ニューカマーの子どもの日本語教育や異文化交流の取り組みのなかで、国内法整備、日常会話を超えた日本語能力の形成や母語の習得などを含む自己実現等の課題をあげました。

テレビ局も取材（子どもアクション広場から）

「子どもアクション広場」では、企画の中心となった子ども・若者たちが、子どもの権利は以前より強調され校則等の制度が改められる場合もあるがなお権利侵害が絶えないのは、おとな（教師）と子ども（生徒）との対等な人間関係が築かれていないからだという。そこで広場では、子どもとおとながいっしょのグループをつくり、子どもタイムとおとなタイムでそれぞれの意見を聞き、その上でさらに意見交換をし理解を深め合いました。

九つの分科会で検証

二日目は九つの分科会に分かれて検証をすすめました。

第一分科会「学校における子どもの権利」では、いじめ・体罰問題について子ども・親・教師・研究者・ジャーナリストそれぞれの立場から多角的にとらえ議論をしました。第二「遊び・文化的活動への子どもの権利と地域社会」では、海外での遊ぶ権利や地域での文化的活動さらにはまちづくりなどについて、IPA、子ども劇場、児童館職員、デザイナーの人たちが話し合いました。第三「子どもたちと家族」では、日本の子どもの虐待問題について虐待防止センターから、タイ・ネパールの子どもの家庭環境問題についてセーブザチルドレンから報告があり議論しました。第四「少年司法」では、実際に非行から立ち直った子どもの証言を聞き、その過程での問題点や課題を家庭裁判所調査官・カウンセラー・研究者からのコメントで明らかにしていきました。子どもを「ささえる」ことを通じてパートナーシップを確立していく課題が提起されました。第五「障害児の権利」では、障害者の権利保障に取り組んでいる弁護士やグループから障害児に対する体罰問題や統合教育の現状などについて報告があり、障害児をまじえて討論しました。第六「外国人の子どもの人権」では、国際婚外子（日比混血児等）、日系人の子ども、定住外国人と滞日外国人の子どもなどこれまで充分にとりあげられてこなかった子どもの現状と問題点について話し合われました。第七「阪神大震災と子どものケア」では、この問題に関わってきたボランティアや医師からの問題提起を受け、大規模災害時における子どものケアのあり方について検討しました。第八「意見表明・参加の権利」では、私服通学をしている中学生、生徒人権プロジェクトに取り組む高校生、幼稚園で実践をしている園長からの報告をもとに、とくに小さいときからの生活の各場面で子どもの意見表明を具体化していくかが話し合われました。第九「条約をどう学ぶか」では、ワークショップ形式による参加型学習方法で、楽しみながら気づき共有しあう場をもちました。

なお二日間にわたって、情報市を開き、NGO・市民団体の情報交換コー

参加者の感想から

「いじめは、学校の現場の教師がそれを容認・助長している面がある」と現場の教師が明言してくれてすっきりしました。もちろん、教師だけでなく、親も含めて、今の大人の問題だと感じています。私立小学校、私立中学校、よりレベルの高い高校受験という社会の風潮の中で、子どもたちの多くがストレスをかかえていて、そのイライラがより弱い者へのいじめにつながっているように思います。今、この内申書重視、受験体制を変えていく必要を強く感じます。どのようにして動いていくか模索中です。（本庄祐子）

いろんな職種の方々が集まって、それぞれの職業と関連して子どもの権利条約や色々な問題に対して勉強されているという事が分かりました。私も頑張ろうと思いました。（木村裕子）

第１日目の参加型検証や子どものアクション広場は大変楽しかったです。小さなグループに区切るとお互いざっくばらんに意見を述べられるので、気楽に参加できしかも大きな充実感が得られる気がいたします。（杉本直子）

初日、当事者である子ども（高校生）が参加していることにも驚かされた。自分たちの権利は自分たちで守っていこうという姿勢があるので未来に少し明るい兆しが見えたように思われる。初日はとくに楽しかった。とくに４人でやったディスカッション形式のものは年齢を越えて様々な意見が聞け、参加した甲斐があったと思います。（篠崎正博）

“子どもの権利条約すごろく”で子どもたちも熱中！（情報市・ゲームコーナーから）

ナー、条約に関する文献・資料を集めた展示コーナー、ビデオコーナー、都立大泉高校の生徒が書いたポスター一五〇枚を提示したポスターコーナー、子どもたちが選ぶゲーム・読書コーナーなどを設けました。

子どもも含めた市民レベルの検証を

閉会全体会では、各分科会の報告などを受けた後、平野裕二さんの特別報告「国連子どもの権利委員会の動向」がありました。そこでは、子どもの権利委員会とNGOとの協力関係の重要性とそのあり方が強調されました。

フォーラム'95は、最後に「市民レベルでの条約実施の検証を」というアピールを採択しました。アピールでは、子どもたち自身の取り組みや地域・自治体での活動と努力のなかの「確かな一歩」をより大きくしていく決意をこめて、次のような呼びかけをしています。

「子どもとおとな、民間団体、NGOがそれぞれの活動分野で自分たちの観点から、(1)条約によって学校や実生活がどのように変わってきたか、(2)そうした改革を進める上でどのような障害があるか、(3)障害や課題を解決していくのにはどのような行動が必要か、などについて、できるだけ具体的な事例や資料をもとに検証してみましょう。その際、子どもとおとなが互いに『人間』としての立場でともに行動することが大切です。その中で、私たち自身が条約を広め、浸透させ、効果をあげていく一翼を担うとともに、それを監視していく力をつけていこうではありませんか。」

このアピールを受けて、フォーラムの実行委員会では、公開の会議で学習や意見交換をしながら、条約実施状況の検証や方法を具体化し、私たち自身が検証する力をつけていく取り組みをする予定です。

（荒牧重人）

フォーラムをささえた人びと（実行委員会の記念撮影で「ハイ、ポーズ！」）

世界中の人々が権利をもつ未来に

「世界子どもサミット」に参加して

田村 千鶴（高2）

〝人権〟と聞いて、私達はまず何を思うだろう。それ以前の問題で、人権に対して関心を寄せたことがあるだろか。日本に住む人々の多くは豊かさの中に溺れてしまっていて、自分の置かれている立場や、自分の存在そのものを自覚することが困難であるような気がする。ある時、知人から、六月にサンフランシスコで行なわれる〝世界子どもサミット〟に参加してみないかと言われ、内容を聞いていると、いつの間にか私はその話に夢中になっていた。世界中から子どもたちが集まり、国連が定めた〝子どもの権利条約〟についてその条約の実現を図るために意見を出し合うのだという。私はその時、あまりにもスケールの大きな話だとは思いながらも、半分は興味本位でそのサミットへの参加の切符を手に入れた。ところが、この軽薄な考えが後になって、大変なしっぺ返しを受けることになったのである。サミットに参加して、私は驚いてしまった。スケールが違いすぎるのである。日本からの深刻な問題点として、いじめや自殺について発表しようと決めていた私たち。ところが、テレビや新聞からではなく、悲惨な状況に置かれている子どもたちから、現実の悲惨さを聞いて、ショックを受けた。自殺によって消えてしまう一つ二つの命も尊いが、一斉に何千、何万もの尊い命が奪われてしまうのは、なんとも悲惨に思えた。大人の犠牲になって苦しんでいる子どもの多さを知って、悲しい気持ちでいっぱいになった。日本に帰国してからは、新聞やラジオを通して、同じことを何度も訴えた。

〝日本がすべき事は何か。有り余っている物やお金を途上国に恵んであげることのみが、人々を助けるという意識につながるのだろうか。いや、違う。物やお金を使える技術がなければ、それらは何の意味も持たない、と。私はそう思う。サミットに参加した子どもたちは、各国で、子どもの平和への活動を開始した。私はマスメディアを通して、なるべく広範囲にわたって子どもの権利条約について理解してもらおうと努めたり、また、ある学校では、〝ヒア・ザ・チルドレンズ・デイ〟を実際に開いてもらったりと、順調に活動範囲を広げることができた。そうこうしているうちに、今度はスイスで第二回目のサミットがあるから参加してほしいという連絡があり、十月の末に私はスイスへ行くことに決めた。今回の目的は、前回よりも明確で、そし

子どもの権利委員会にも“子ども参加”（ジュネーブ・10会期の会議風景）

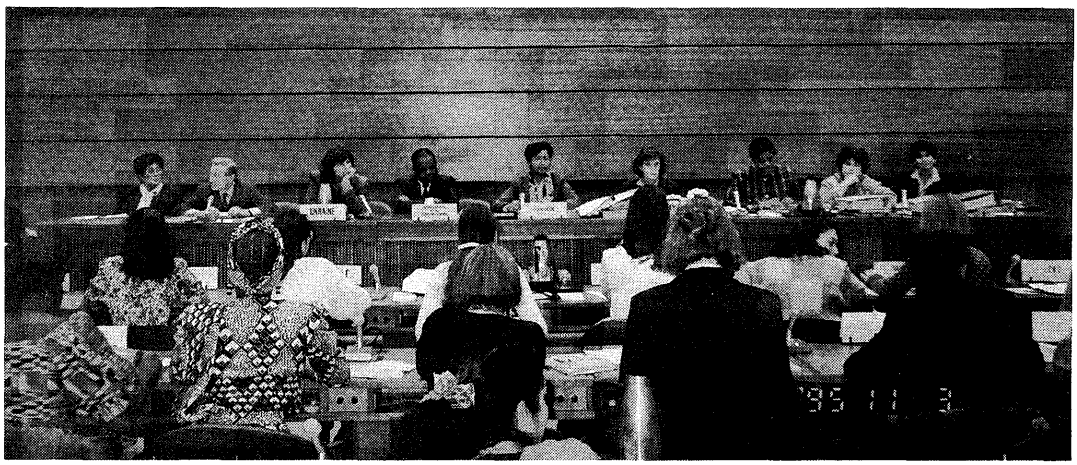

子どもの権利委員会にアピールする田村さん

て具体的だった。最終目的は、国連欧州本部に赴いて、子どもの権利委員会の方々に、各国の子どもの、一番大きな問題を提議し、その問題についての改善を求めるというものだった。今回参加したのは一三か国から一三人の子ども達。その国々の問題の一つ一つが、重大なものだった。民族問題、自殺の問題、ホームレスの問題、エイズの問題など、様々な問題があったが、日本からの代表として、私は日本の教育システムを、子どもたちの問題として提案した。なぜなら、いじめも、自殺も、登校拒否もすべて、点数で判断されてしまいがちな日本の教育システムから生まれた問題だと考えたからだ。点数で一人の人間の価値を計ることはできないと思う。それこそ〝人権ってなんだ？僕は、私は誰なんだ？〟ということになってしまう。そうではない。一人一人が、みんな可能性を抱いていると思う。私は、サミットに参加し、多くの人々と出会い、そして現実を目で、耳で、からだ全体で経験し、計り知れない多くの事を学ぶことができた。

世界中のすべての人々が生きる権利、自由、平等、幸せへの権利を持つ人間であることを実感できる未来になることを、強く願っている。

子どもの権利条約を具体化していくために

牧柾名先生のわかりやすい講義と、子どもの権利を保障していくために、子どもたちに向き合う大人として何ができるのかという問題提起に対して、さまざまな立場からの発言がだされたのだが、権利意識をもって、社会の中に自分たちの言いたいことをアクションしていくことまで先に進んだ発言がなかったのは少し残念だった。

子どもの権利が守られるために

労働者であるお父さん、お母さんの権利がきちんと守られていること、学童の役員は会議がたいへんだし、指導員の働く条件も十分整っているとはいえない。もっと人間らしい生活がしたいになりました。

んな学童保育所を多くの仲間たちと作っていきたいな。そんな思いで「たんぽぽ」の指導員たちは一致してこれからの活動をしていこうと話し合いました。

ネットワーク委員だより

自分が認められている居場所に学童保育を

佐渡　卓（石川県・学童保育指導員）

一〇月中旬、第三〇回全国学童保育研究集会に参加しました。そこで、たくさんの学童保育の実態を聞くことができ、「子どもの権利」分科会では放課後の子どもたちの豊かな生活づくりのために奮闘されている指導員や父母の意見を聞けて、貴重な体験

とにかく、子どもも大人も忙しい。毎日の中でゆとりがないのだなあ。週五日制は子どもたちの授業を過密にして、帰宅をおそくさせ、時間や仲間を奪っている。極端には学童不要論まで出る始末。これではいけない！　学童こそが子どもが子どもらしく、自分たちの時間を自分たちでつくりあげていく自由の場なのだ。それぞれの子どもにとっておちついてほっとすることができる居場所にならなくてはいけないような気がします。

自分が認められている場所こそ、子どもたちには居心地がいいもんね。そい。ゆとりをもって指導員も父母も子どもたちと接したいと思っています。

私が指導員になってもうすぐ一年になります。「たんぽぽ」の中にもいろんなことがありました。決して楽な道じゃなかったし、何度もくじけかけたことがあります。子どもが好きだからこの仕事に入ったのに、悩んでばかりいます。「たんぽぽ」の指導員はあと二人いて二〇代の元気なおねえさんです。私も含めて本音で保育について子ども観について話せる仲間です。これからも三人力をあわせてがんばっていきたいとあらためて思いました。

少年司法に関する一般討議も

国連 子どもの権利委員会 第一〇会期報告

子どもの権利委員会第一〇会期は、一九九五年一〇月三〇日から一一月一七日にかけて開かれ、イタリア、ウクライナ、ドイツ、セネガル、ポルトガル、バチカンの報告審査が行なわれた。これにより、委員会は四三か国について報告審査を終えたことになる。以下、各国の審査のポイントを簡単に報告する。

イタリア 「法改正必要なし」に疑問符

イタリアは、条約を批准しても実質的な法改正は必要ないとの立場を政府報告で表明している。委員会では、これに対し、「条約は最低限要求されることのリストであり、国内法と一致していると言うのもわかるが、子どもに関しては常に前向きな姿勢をとらなければならない。とくに第四条（実施措置）については、全面的に実施していると言える国はない」などの指摘が行なわれた。条約の直接適用は可能だが、この点についても、「条約の規定はきわめて一般的であり、さらに詳しい立法が必要となる」などと指摘されている。ただし、イタリアでは「未成年者に関する枠組み法」草案がすでに作成されており、一九九六年か九七年には議会を通る予定とのことである。

南部を中心として増えているロマ（ジプシー）や外国人への対応についても問題が指摘された。イタリア国籍の有無に関わらずロマの子どもたちに対して平等の権利を保障しているかどうか、最も弱い立場に置かれているそうした外国人を犯罪者予備軍のようにとらえていないか、外国人排斥を唱えるスキンヘッズなどのグループに対して適切な対応をしているかどうか、などが提起された質問の一部である。

このほか、家庭での体罰が法律で明確に禁じられていないこと、南部を中心に施設への措置がかなり多いこと、児童労働や性的搾取の問題などが取り上げられた。

ウクライナ 家族に関わる問題点に焦点

ウクライナの報告審査では、養子縁組や子棄ての問題など、家族に関わる問題が主に取り上げられた。

養子縁組に関しては、とくに、養子縁組の事実を秘密にするのではなく何らかの形で子どもに知らせるよい方法を考えるべきこと、養子縁組の可能な子どものデータベースを作る場合は悪用を防ぐための安全措置を整備し、あわせて子どもの自己情報アクセス権を保障する必要があることなどが指摘されている。子棄ての問題に関しては、親に対するカウンセリングや教育をはじめとする防止措置を強調するパイス委員と、必要な場合は刑事訴追も辞さない強い態度が必要であるとするカープ委員との間にやや論調の違いがあった。

また、ソーシャルワーカー制度が未整備であることを踏まえ、必要に応じて子どもや家庭を援助するソーシャルワーカーを、ボランティアとしてではなく専門職として位置づけ、制度を確立する必要があることも指摘されている。施設措置に頼りすぎる風潮をあらため、里親託置や、家族的環境を重視した施設への措置を重視するべきだという指摘も行なわれた。

このほか、一九八六年に起きたチェルノブイリ原発事故の影響、旧社会主義体制から市場経済・民主主義体制への移行期に生じる諸問題への対応などが取り上げられている。

ドイツ 難民の子どもへの対応に批判

ドイツの政府報告はきわめてリーガリスティック（法律の字義にこだわる傾向が強い）であり、国際人権規約なども引用しながら、条約で規定されている法的義務をやや抑制的に解釈しようとする傾向が見られる。こうした点については、「仮に法律が条約上の義務をすでに反映しているとしても、第四条に照らし、行政的措置なども重要である」とか「条約を最低主義的に理解するのではなく、もっとダイナミックな理解をしてほしい」などの疑問が呈された。ただし、政府報告の第二部においては、家族法の総合的見直しなど、いくつかの法改正の予定などが報告されている。

すでに「先進国」の報告審査に共通の現象となっているが、ドイツの場合にもやはり最も議論が沸騰したのは、難民や難民申請を求めてきた子どもたちの扱いに関する問題である。とくに、親が出身国に残っている場合は子どもを出身国に戻すのが子どもの最善の利益にかなうとされていること、難民申請を求めてきた子どもは原則として大人と同じ手続で扱われること、安全な第三国を経由してドイツにやってきた

子どもは原則的に難民として受け入れられないことなど、難民・移民の受入れにかなり厳しい姿勢で望んでいる点が問題視された。同国が、批准の際に、外国人の入国および滞在の条件、ドイツ国民と外国人との違いに関する法律や規則を制定するのは自由であるという趣旨の解釈宣言を行なっていることに関しても、内外人平等の観点から不安を表明されている。

このほか、東西ドイツの統合にともない、旧東ドイツの州が経済的にも社会政策の面でも不利な立場に置かれていることなどに関しても問題点が指摘された。

セネガル　女性差別、出生登録の不備

主として女性差別との関わりで、最低婚姻年齢が男二〇歳・女一六歳と女性の方が低く抑えられており、早期婚の原因ともなっていること、女子割礼などの有害な慣行が刑法で明確に禁じられていないことなどが問題点として指摘された。同国がイスラム教国であることを踏まえ、こうした問題の解決のために宗教的指導者が重要な役割を果たすべきだとの指摘も行なわれている。

出生登録制度が充分に整備されておらず、登録の遅れや未登録が蔓延していることも委員会の懸念の対象となった。保健や社会保障等の社会的サービスに関しては出生証明がなくとも保障されるとのことではあるが、義務教育をすべての子どもに保障するためにも、また早期婚を予防するためにも登録は重要であると指摘されている。

義務教育制度との関連では、教育は義務的とされていながらも、人的・財政的資源が足りないことから実質的にすべての子どもに教育が保障されていないことも問題点に挙げられた。また、宗教教育が主任務とされているコーラン学校に関して、普通教育との接続がきちんと行なわれているかどうか、コーラン学校の生徒が物乞いの強制などの形で虐待されているのではないか、といった疑問も出されている。

その他、複数婚（ポリガミー）、父親による非嫡出子の認知や扶養料の回復、少年司法などの問題が取り上げられている。

ポルトガル　非合法移民の子どもへの権利保障

ドイツの場合と同様、非合法移民や難民の子どもの扱いがやや議論になった。問題視された点のひとつは、非合法移民の子どもが保健や教育へのアクセスを権利として保障されていないことである。学校では実態として非合法移民の子も受け入れる傾向があるものの、社会保障などの面で合法的移民と非合法移民との間に格差があることは政府代表も認めていた。現在ポルトガル政府は非合法移民の「合法化」を進めており、そうすることによって子どもへの権利保障をより確実なものにしていく方針をとっているようである。

少年司法に関しては、一六歳以上の者が基本的に通常の裁判所で扱われていること、少年裁判所が都市にしかなく非都市部では一六歳未満の少年も通常裁判所によって扱われていること、などが問題点として指摘された。このほか、虐待の問題、ストリート・チルドレンへの援助、養子縁組や里親託置に関する問題などが議論されている。

バチカン　親の権威の強調に懸念の声

バチカンというのはきわめて特殊な国家である。バチカン市国自体はローマ（イタリア）の一部を領土とするきわめて小さな国であるが、全世界に広がるカトリック・ネットワークの総本山でもあることを考えると、その影響力はきわめて大きい。報告審査でも、そもそも条約実施に関してバチカンにはどういう権限があるのかということが問題となり、一八歳以上でなければバチカンのために働くことはできないのでバチカンには子どもがいないこと、各国の子どもは原則としてその国の政府当局の責任になるのでバチカンには法的管轄はなく、道徳的管轄だけが存在することなどが明らかになった。

議論になったのは、バチカンが親の権威を強調する解釈宣言を行なっていること、家族計画に関して人工的方法（コンドームやピルの利用等）を認めず自然な方法（オギノ式避妊法等）しか認めていないことなどである。前者の点については、親の指導・指示の責任について規定した第五条を根拠として宣言を行なったという政府代表の答弁に対し、「第五条は第一二条（意見表明権）に照らして理解しなければならない」などの指摘が行なわれた。後者の点については、医師であるモンベショーラ委員との間でやりとりが行なわれ、バチカンとしては人工的な避妊法の不使用を強制してはいないとの説明はあったものの、基本的にはあくまで自然な方法の利点を力説するに留まった。

一方、世界のカトリック教会が行なっている取組みに関しては、そうした取組みを担う人々に条約についての研修をすすめることが重要であるとの指摘は出されたものの、基本的に肯定的に評価されている。

＊　＊

なお、今回は少年司法に関する一般的討議も行なわれ、各国から少年司法の専門家が集まって活発な議論がなされた。日本弁護士連合会の代表も出席し、プレゼンテーションを行なっている。今後も、委員会の条文解釈に対する日本のNGOの貢献が望まれるところである。

子どもの権利委員会第一一会期は一九九六年一月八日～二六日にかけて開催される。

（平野裕二）

学校をチャイルド・フレンドリーに
デビッド・セルビー氏講演会

一九九五年一〇月一六日、大東文化大学で、人権教育の研究・実践家であるデビッド・セルビー氏の講演会が開かれた。セルビー氏は、イギリスのヨーク大学グローバル・エデュケーション・センター所長を経て、現在カナダのトロント大学グローバル・エデュケーション国際研究所所長。講演会には大東文化大学教育学部の学生を中心に六〇人あまりが集まり、セルビー氏の話に熱心に聴き入った。

今回の話のテーマは、学校を「チャイルド・フレンドリー」（子どもにやさしい）ものにするため子どもの権利条約をどのようにとらえるべきか、いじめ問題をどのように解決すべきかの二点が中心。セルビー氏はとくに条約第一二条（意見表明権）を強調し、さらに、民主主義のための教育を進めていくためには「生徒自身が民主的な参加をできるようにするための技術や能力や態度の形成」が重要だ、と力説した。

その上で、同氏は、クラスで「権利と責任に関する学級行動規範」を作成すること、地域で「子ども公聴会」を開催することなど、子どもの参加の具体的なあり方を紹介。ロジャー・ハート氏（アメリカ）の「参加のはしご」や、コンフォーマティブ（変化志向的）な参加の形態を示し、いわゆる「子どもの参加」が本当に子どもの権利や民主主義の考え方に沿ったものかどうかを検証する必要性を強調した。

いじめ問題の解決に当たっても、当事者である子ども自身を積極的に関与させていくことが重要だとして、クラスに「子ども陪審」を設置して子ども自身で問題解決を図る実例などを紹介。さらに、対症療法的な対応ではなく、予防的でなおかつ一貫した戦略を策定することが必要だとした。

（平野裕一）

◆なお、当日のセルビー氏の講演要旨はクレヨンハウス『月刊子ども論』一九九五年一二月号に掲載されている。

セルビー氏「いじめ」問題で力説
（10月16日　大東文化大学の講演会にて）

『子どもの権利条約』No.23
1995年12月15日発行
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1－6－1－831
Network for the Convention on the Rights of the Child
Tel. 03－3433－7990
Fax. 03－3433－7369
（月・金曜日／午後1時～午後6時）
★発行人　喜多明人
★編集人　荒牧重人
★年会費　3,000円
18歳未満　500円
定期購読　3,600円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印刷

先生、やっぱりおかしい！（A5版／500円〒240）
☆学校での子どものプライバシーを扱ったマンガを通じて「子どもの権利条約」について考える（中～高、一般向け）。先生と生徒の会話スタイルの本文もついていて、H・Rや授業にもすぐ使えます。

私たちの子どもの権利条約（A5版／500円〒240）
☆子どもの人権連の代表委員六氏（一番ケ瀬康子、大田堯、鈴木祥蔵、寺澤亮一、永井憲一、横山英一）が、子どもの権利条約への想いや条約の意義などを訴える。条約をトータルに把握するのに最適。

改訂版 今日から子どもの権利条約（A5版／500円〒240）
☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。36項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

会員募集中
子どもの人権、子どもの権利条約に関わる機関誌『いんふぉめーしょん』（隔月刊）の見本誌を差し上げます。電話でお申込み下さい。

子どもの人権連
子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会
東京都千代田区一ッ橋2－6－2－6F
Tel 03-3265-2197　Fax 03-3230-0172

待望の書
新世紀の子どもと学校
――子どもの権利条約をどう生かすか
■喜多明人 著　2200円
現在の子どもの実態を明らかにしながら、子どもの権利条約の理念を実際に活かすにはどうしたらいいか、指針を示す。

子どもの権利条約
――学習の手引
季刊教育法97号　2000円

憲法と子どもの権利条約
●広沢 明 著　2800円

エイデル研究所
東京都千代田区九段北4－1－11　5F
〒102 電話 03-3234-4641代